

在宅医療推進のための基本的な考え方（案）について

1. 背景

- 地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題であり、その成否の鍵を握るのは在宅医療である。今後、医療計画、地域医療構想や地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）により整備される在宅医療の提供体制を実効的に機能させていかなければならない。
- 国は、これまで、医療計画、地域医療構想、在宅医療・介護連携推進事業や診療報酬等により、在宅医療の提供体制の構築に取り組んできたが、一方で、
 - ① 国民に対して、在宅医療が生活の質の向上に資する具体的な効果を必ずしも示すことはできてこなかった。
 - ② また、医療者側にいまだ存在する、在宅医療に対する固定観念や不信感を払拭しきれていない。
- 在宅医療は、各地域で先駆的な医師等が牽引してきたため、サービス提供者によって様々な考え方や手法が存在している。また、在宅医療の多くが診療所を中心とした小規模な組織体制で提供され、かつ 24 時間対応が求められる激務である。こうした背景から研究体制の確保が容易でなく、全国組織としての連携も十分ではなかったため、治療効果等に関する研究成果が体系的に蓄積、活用されていないとの指摘がある。
- 国民の多くは、人生の最期を自宅で迎えたいと考えていることが明らかとなっている。一方で、入院中の患者を対象とした調査では、大半が入院治療の継続を希望し、在宅医療への転換を望む患者は少ないことが分かっており、国民の視点に立った在宅医療の普及啓発を図り、国民の理解を醸成していく必要がある。
- こうした中、在宅医療の推進に向け、在宅医療提供者、学術関係者、行政のそれぞれの活動が大きく展開しているこの時機に、関係者が一体となって、国民に対し適切なメッセージを発信していくことが重要であり、そのためには、関係者が一体となって対策を展開するための協力体制を構築した上で、連携しながらエビデンスの蓄積を推進していかなければならない。
 - ・ 平成 27 年に在宅医療の普及推進を目指す団体や学会等で組織する「日

本在宅ケアアライアンス」が設立され、団体や学会による全国的な組織連携の取組が加速している。

- ・ 東京大学高齢社会総合研究機構等の研究機関においても、在宅医療分野における活動を強化する事例が増加している。
- ・ 制度の面では、平成 27 年の介護保険法改正により、すべての市区町村が在宅医療・介護連携推進事業を実施することとされた。

2. 基本的な考え方（案）について

こうした背景のもと、本会議においては、以下の「在宅医療推進のための基本的な考え方」を共有し、これに沿って、関係者がとるべき具体的な対応について議論していくこととする。

- (1) 在宅医療に係る対策を実効性のあるものとして推進するため、必要な協力体制を構築し、関係者が一体となって対策を展開する。
- (2) 在宅医療の普及の前提となる国民の理解を醸成するため、国民の視点に立った在宅医療の普及啓発を図る。
- (3) エビデンスに基づいた在宅医療を推進するため、関係者の連携によるエビデンスの蓄積を推進する。